

大和高田市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、大和高田市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条4項の規定に基づき、大和高田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局長は大和高田市市民生活部市民協働課長をもって充てる。

2 事務局員は大和高田市市民生活部市民協働課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大和高田市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大和高田市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名 称 | 形 状 | 書 体 | 寸 法 | 用 途 | 個 数 | 管 理 者 |
|-----------------------|---|-----|-----------|--------------|-----|-------|
| 大和高田市地域公共交通活性化協議会会長之印 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 大和高田市地域公共交通活性化協議会 長之印 </div> | てん書 | 方24ミリメートル | 会長名をもって発する文書 | 1 | 事務局長 |